第二項の表中

六　デジタルコードレス電話の無線局の無線設備	受信機入力電圧が一五九マイクロボルト以下の場合に判定を行う。

を

六　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備	受信機入力電圧が一五九マイクロボルト以下の場合に判定を行う。
六の二　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備	(1)　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九七・三四四MHz、一、八九九・〇七二MHz又は一、九〇〇・八MHzの周波数の電波を発射しようとする場合に限る。）にあっては、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波による受信電力が（一）八二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合及び本項(2)の場合に判定を行う。 (2)　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九五・六一六MHz又は一、九〇二・五二八MHzの周波数の電波を発射しようとする場合に限る。）及び時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線設備にあっては、電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が連続する二フレーム以上にわたり（一）六二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。
六の三　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備	(1)　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九八・一五MHz又は一、九〇〇・五五MHzの周波数の電波を発射しようとする場合に限る。）にあっては、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波による受信電力が（一）八三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合及び本項(2)の場合に判定を行う。ただし、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が発射する電波の送信時間が一秒間に五ミリ秒以内である場合は、この限りでない。 (2)　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九五・七五MHz又は一、九〇二・九五MHzの周波数の電波を発射しようとする場合に限る。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外の無線設備にあっては、電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が連続する四フレーム以上にわたり（一）六二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。

に改める。

第五項中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改め、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

10　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

11　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

○総務省告示第三百九十二号

平成七年郵政省告示第十一号（電気通信回線設備への接続を要しないデジタルコードレス電話の無線局の無線設備を定める件）及び平成十年郵政省告示第五百十七号（デジタルコードレス電話の親機の呼出名称記憶装置及び識別装置の技術的条件を定める件）は、平成二十二年十月二十六日限り、廃止する。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第三百九十三号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、同法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容及び同法第十条第七項において準用する同条第一項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣　片山　善博

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（平成22年度第2次（9月）変更後）

第1　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第2　計画期間：変更前に同じ

第3　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第4　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ

第5　歳入歳出年次総合計画

1　一般会計等の実質収支

(1)　一般会計：次のとおり変更する